(平成19年) 6月29日

内装工事中に右手指を切

マンション建設現場で

裁第1小法廷(泉徳治裁 判長)は28日、男性側の

た訴訟の上告審で、最高

性(55)が労災認定を求め 断した山形県の大工の男

は「男性は、労災保険法 上告を棄却した。小法廷

が対象とする『労働者』

社の指揮監督下で働いて

労災保険法には、

自営業

った」と主張していた。 会社専属で働く労働者だ

大工の労災 棄却

雇用未契約労働者と認めず 最高裁

男性側の敗訴が確定し

とは言えない」と述べた。

た。

廷は「男性は、特定の会 る初の最高裁判決。小法 合も多い大工の労災を巡 用契約を結ばずに働く場 特定の会社と明確な雇

> んでいないが、内装工事 男性側は「雇用契約は結 を得ていた」と判断した。 を選び出来高払いで報酬

者のように)自分で工法

いたとは言えず(自営業

者向けに「特別加入」と

いう任意制度があるが、

た。

98年、出稼ぎ先の神奈川 判決によると、男性は

県内の現場で、右手指3 本をのこぎりで誤って切 「高倉友彰」

男性は加入していなかっ